

コロナ後の資金繰りと経営を支える
借換需要や収益力改善に対応する

県伴走特別保証

(長崎県緊急資金繰り支援資金 (伴走支援) 保証)

申込期限 2024年

6/28 (金)

保証申込受付まで



新型コロナウイルス感染症などの影響を受けられた中小企業・小規模事業者の資金繰りなどを支えるために、国と長崎県による支援により借入時の負担が抑えられた信用保証制度です。

具体的な
利用シーン
(一例)

- ゼロゼロ融資で危機を乗り越えたけど、まだ十分な収益を出せていない。
- コロナ禍に複数の保証付融資を借りたので、一本化して返済を見直したい。
- 経営状況を見直して、金融機関とともに収益力を改善していきたい。

そんなときにお勧めしたい「**県伴走特別保証**」の6つの特徴

保証限度額

1億円

金利 (年)

1.3%

当初保証料率 (年)

0.0%

(国と県の保証料補助による (注))
(注) 条件変更時は変更保証料が必要となる場合があります。
なお、国による信用保証料の補助は当初保証料に限りです。

融資 (保証) 期間

最大10年

据置期間

最大5年

金融機関による
継続的な

伴走支援

を受けられます

この他にも「**経営者保証免除対応**」や当協会をご利用いただいている方向けに実施している「**経営支援メニュー**」があります。

詳しくは裏面を
ご覧ください

ご利用にあたっては、金融機関および当協会による審査が必要です。審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

県伴走特別保証（長崎県緊急資金繰り支援資金（伴走支援）保証）

制度の目的

コロナなどの影響により膨らんだ借入金を借換えて返済負担を軽減すること、また事業好転の契機となり得るような前向きな取組みに対して資金面で応えることで、資金繰りの円滑化（さらには経営の安定）と金融機関による継続的な伴走型の支援（助言などを含む）によって収益力改善を図ること

保証の対象（資格要件）

下記①～④のいずれかに該当し、経営行動に係る計画を策定した中小企業者の方

- ①セーフティネット保証4号の認定を受けている
- ②セーフティネット保証5号の認定を受けている
- ③売上高が5%以上減少している
- ④売上高総利益率または売上高営業利益率が5%以上減少している

保証限度額

1億円
(全国统一制度の伴走支援型特別保証との合算)

対象資金

運転資金、設備資金
(信用保証協会保証付き借入金の借換えを含む)

保証期間

10年以内（据置期間5年以内）
一括返済の場合は1年以内

返済方法

分割返済または一括返済

融資利率

年1.30%

保証料率

0%
(国と長崎県が全額補助)

申込先

金融機関

担保

必要に応じて

保証人

(原則法人代表者のみ)

必要となる場合があります。

次の①②の要件を満たす場合は、ご希望に応じて、保証人（法人代表者）の提供を不要とできます。

- ①資産超過であること（令和2年1月29日時点または確認書記入時点における直近の決算のいずれかにおいて）
- ②法人と経営者の資産・経理が明確に区別され、同じく二者間の資金のやりとりについて社会通念上適切な範囲を超えていないこと（直近の決算において）

添付書類

- (1) 保証の対象①②に該当する方は市町長の認定書
- (2) 保証の対象③④に該当する方は要件の確認が出来る所定の確認書
- (3) 経営行動計画書（所定の様式を使用し、金融機関と協力のうえ、策定していただきます。）
- (4) 県税の納税証明書（未納がない旨のもの） ※この他にも書類の提出をお願いする場合があります。

借換のイメージ

(例) ゼロゼロ融資1,000万円 借入期間10年（据置3年、返済期間7年）を
県伴走特別で1,000万円で借換えて1年間の据置期間を設けて、残り9年間で返済するケース



*当協会では経営の見直しにお役に立てるよう、計画策定支援などの専門家派遣による経営支援の取組みを行っています。利用をご希望される方は当協会までご相談ください。

このほかにも、令和6年4月より新しくなった次の2つの制度もご利用ください。

県経営安定資金保証

- 売上高・利益が減少している中小企業者の方が対象
- ・保証限度額8,000万円
- ・金利 年1.95% 保証料率 年0.45～1.30%(通常)
- ・保証期間10年（うち据置2年）

県再生支援（感染症）資金保証

- コロナの影響を受け、事業再生に取り組む方が対象
- ・上限5,000万円
- ・金利 年1.8% 保証料率 年0%(国・県の補助により)
- ・保証期間15年（うち据置1年）※制度取扱期限あり

長崎県信用保証協会のホームページには、これらの保証制度や経営支援メニューを掲載しております。よろしければそちらもご覧ください。（右のQRコードを読み込むと当協会ホームページにアクセスします）



お問い合わせ先

保証制度や資金繰りのご相談

- 本所 保証部 保証課 / Tel.095-822-9172
- 佐世保支所 保証課 / Tel.0956-23-3295

経営支援メニューや経営についてのご相談

- 本所 経営支援部 経営支援課 / Tel.095-822-9932
- 佐世保支所 経営支援課 / Tel.0956-23-3295